

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年2月2日(2006.2.2)

【公表番号】特表2005-512472(P2005-512472A)

【公表日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-017

【出願番号】特願2003-552015(P2003-552015)

【国際特許分類】

H 04 Q 7/38 (2006.01)

【F I】

H 04 B 7/26 109 M

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月9日(2005.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

送信側移動端末からのショートメッセージを受信し、受信側移動端末にショートメッセージを転送する為の、ショートメッセージ・サービスセンターを有するショートメッセージ記憶装置システムであって、

該ショートメッセージ・サービスセンターが、シグナル・トランスマスター・ポイント・ノード(4)を通じて、

- 受信側移動端末が登録されているビジター・ロケーション・レジスターと、

- 該受信側移動端末のインターナショナル・モバイル・サブスクリーバー・アイデンティフィケーションと、

に対応する情報を得る為にホーム・ロケーション・レジスター(3)にアクセスする手段を有し、

このとき、該ショートメッセージ・サービスセンターが、該ビジター・ロケーション・レジスターを通じて、該受信側移動端末に該メッセージを配信する為に配置され、

該システムが更に、

- ショートメッセージを記憶する為の追加のショートメッセージ記憶手段(5)と、

- 該追加のショートメッセージ記憶手段(5)の識別番号を記憶する為の識別番号記憶手段と、

を有していて、

該システムが、ショートメッセージが移動端末から前記追加のショートメッセージ記憶手段に、該識別番号を使用して送信されると、該識別番号記憶手段が、前記識別番号をビジター・ロケーション・レジスター・アドレス方式を有するが、前記追加のショートメッセージ記憶手段のアドレスである記憶アドレスに一義的に関係づける為に配置された手段にアクセスするように、配置されており、

また、該システムが、ショートメッセージが移動端末から該ショートメッセージ・サービスセンターに送信されると、前記ショートメッセージが前記追加のショートメッセージ記憶手段(5)の識別番号を問い合わせ、該ショートメッセージ・サービスセンターが該ショートメッセージを、ビジター・ロケーション・レジスター・アドレス方式を有する該記憶アドレスの前記追加のショートメッセージ記憶手段(5)に転送するように、配置されており、

さらに、該システムが、前記追加のショートメッセージ記憶手段（5）内に、ショートメッセージが、該ショートメッセージを送信した移動端末の識別番号と共に、記憶されるように、配置されていることを特徴とするショートメッセージ記憶装置システム。

【請求項2】

該識別番号記憶手段がシグナル・トランスファー・ポイント（4）データベースを有し、このとき、前記識別番号を記憶アドレスと一義的に関係づける為に配置された手段が前記追加のショートメッセージ記憶手段（5）に備えられ、該システムが、加入者が前記追加のショートメッセージ記憶手段（5）の識別番号を問い合わせるショートメッセージを送信すると、シグナル・トランスファー・ポイント（4）が前記追加のショートメッセージ記憶手段（5）にアクセスして、前記追加のショートメッセージ記憶手段（5）が、記憶アドレスを返信するように配置されるように、配置されていることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

識別番号記憶手段がホーム・ロケーション・レジスター（3）に備えられ、前記識別番号を記憶アドレスと一義的に関係づける為に配置された手段もホーム・ロケーション・レジスター（3）に備えられ、該システムが、加入者が前記追加のショートメッセージ記憶手段（5）の識別番号を問い合わせるショートメッセージを送信すると、該ショートメッセージ・サービスセンター（5）がシグナル・トランスファー・ポイント（4）を通じてホーム・ロケーション・レジスター（3）にアクセスするように配置され、ホーム・ロケーション・レジスター（3）が、該記憶アドレスを返信するように配置されるように、配置されている、

ことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

ショートメッセージを受信したとき、該追加のショートメッセージ記憶手段（5）が、メッセージ受信確認信号を生成し、前記メッセージ受信確認信号を該ショートメッセージ・サービスセンターに返信するように配置されている、ことを特徴とする請求項2または3に記載のシステム。

【請求項5】

追加のショートメッセージ記憶手段（5）が、ショートメッセージの関連フィールドの記憶の為と、加入者に対応するデータ（加入者識別データとメッセージ・サービス・プロフィールを含む）の記憶の為の記憶装置データベースを有することを特徴とする請求項2または3に記載のシステム。

【請求項6】

追加のショートメッセージ記憶手段（5）が、携帯電話ネットワークのそれぞれのノードとの通信を可能にする為に配置された携帯電話ネットワーク（12）に対するインターフェース（7）を有することを特徴とする請求項2または3に記載のシステム。

【請求項7】

携帯電話ネットワーク（12）に対するインターフェース（7）がモバイル・アプリケーション・パート・インターフェースであることを特徴とする請求項6に記載のシステム。

【請求項8】

追加のショートメッセージ記憶手段（5）がメッセージダウンロードおよび構成インターフェース（8）を有し、該インターフェースが、携帯電話ネットワークの外部の手段から、かつ／またはユーザー識別子とパスワードによる外部マシンから、記憶ショートメッセージへアクセスする為に配置され、さらにこれらの外部手段が、携帯電話ネットワークが移動端末（1）によってショートメッセージにアクセスするのを可能にし、また他の受信側移動端末にメッセージを再送信するのを可能にする為に配置されていることを特徴とする請求項2または3に記載のシステム。

【請求項9】

メッセージダウンロードおよび構成インターフェース（8）がウェブタイプのものであり

、このときサーバーが追加のショートメッセージ記憶手段を構成し、クライアントが追加のショートメッセージ記憶手段内のショートメッセージの記憶に関するサービスへの加入者であることを特徴とする請求項8に記載のシステム。

【請求項10】

メッセージダウンロードおよび構成インターフェース(8)が、メールに変換されたショートメッセージを電子メールアドレスに再送信するために電子メール個人アドレスを定義する手段を有することを特徴とする請求項8に記載のシステム。

【請求項11】

追加のショートメッセージ記憶手段(5)が、それぞれのインターフェース(7, 8)によって受信される命令に従う正しいシステム動作を制御する為に配置された内部管理モジュール(9)をも有することを特徴とする請求項5または9に記載のシステム。

【請求項12】

追加のショートメッセージ記憶手段(5)の識別番号が、携帯電話ネットワーク内に含まれるすべてのシグナル・トランスマッパー・ポイント(4)のデータベースに記憶されることを特徴とする請求項2に記載のシステム。

【請求項13】

該システムが、ショートメッセージの再送信が、メッセージダウンロードおよび構成インターフェース(8)内にあらかじめ設定されている基準にしたがって、手動または自動で実行される為に、配置されていることを特徴とする請求項10に記載のシステム。